

# 中央区オープンデータの推進に関するガイドライン

平成29年9月20日 制定

本ガイドラインは、中央区（以下、「本区」という。）におけるオープンデータの取組みを推進する上での基本的な考え方及び運用基準等を示すものである。

なお、本ガイドラインの内容は、今後の国や東京都における基盤設備等の施策の展開及び関連技術の進展等を踏まえて、適宜改訂していくものとする。

## 第1章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

### 1 オープンデータの定義

オープンデータとは、「機械判読に適した形式」で、「二次利用が可能な利用ルール」で公開するデータのことである。

### 2 オープンデータの目的

#### (1) 区政の透明性・信頼性の向上

データを区民等が分かりやすい形態で公開することで、閲覧したい情報を容易に探すことができる。また、オープンデータ及びオープンデータを活用したサービスを通じて、本区の施策等について分析・評価をすることが可能になり、区政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

#### (2) 区民生活における利便性の向上及び協働の推進

オープンデータを活用することにより、区民が生活に身近な情報を得ることが可能となり、利便性向上が図られる。また、区民や企業等と連携することで、本区における地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に向けてのアイデアを得ることが期待できる。オープンデータを通じて、区民が行政に関心を持ち、区政への参画意識が高まることで、地域経済の活性化や協働の促進につなげていく。

#### (3) 区政における業務の効率化

庁内においては、データを一元化することで、各部署内で情報共有がしやすくなる。また、データ加工作業が簡易的になり、業務効率の向上が期待できる。

## 第2章 オープンデータの運用基準

### 1 公開対象とするデータ範囲

原則として、本区ホームページで公開しているデータを対象とする。

### 2 個人情報等について

公開データには、個人情報や法令で利用に制約がある等の理由により二次利用が認められな

い情報は、含めない。

### 3 データ形式

特定のアプリケーションに依存しない、機械判読及び二次利用に適したデータ形式で公開するように努める。

### 4 二次利用に関するルール

オープンデータとして公開する情報は、原則として二次利用を認めるものとする。データの二次利用については、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス(CC-BY)を使用する。その中でも、「クリエイティブ・コモンズ・ライセンス 表示 4.0 国際 (CC-BY 4.0)」による公開を原則とする。

### 5 第三者の著作物が含まれる情報の取扱い

オープンデータの対象となるデータの全部又は一部に第三者の著作物が含まれている場合は、オープンデータとして公開することの可否及び範囲並びに利用条件等の取扱いについて、当該第三者と協議の上、決定する。

当該協議に当たっては、オープンデータ推進の意義に鑑み、当該著作物についても可能な限りオープンデータとして公開できるよう努める。

## 第3章 オープンデータの推進に向けて

オープンデータを利用することで、地域に即した新たなサービスを、迅速に提供することが可能となる。利用ニーズや活用事例を検討し、区政のあらゆる分野でのデータ公開が促進されるよう、取り組んでいく。